

平成二十三年厚生労働省令第九十八号

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令  
平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令を次のように定める。

**第一条** 健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であった者）（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八百二二、八百四十九条第三項第一項第一号に規定する被保険者三長の子孫と同一者、その三長に健康保険料氏名

(号) 第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険料納付書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者又は同法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。)及びその被扶養者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十日までの間にある者に限る。）に係る健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十四条第二項第一号に規定する収入の額は、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十五条の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。

2 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号。以下「特例政令」という。）第一条第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法施行令第四十四条次の第四十三条の二第五項に規定する者であつて、基準日において第二項において準用する同号	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四条。以下この項において「特例政令」という。）第一条第四項における法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四条。以下この項において「特例政令」という。）第一条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（以下この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」とい
の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。）	この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」とい

			健康保険法施行令第四百四十四条次 第二項において準用する同令各号 第四十三条の三第一項及び第 二項（特例政令第一条第四項げ において準用する同条第三項者 の規定により読み替えられる 場合を含む。以下同じ。）
船員保険法施行令（昭和二十 八年政令第二百四十号）第十 各号	項 一	次 条	四十四号。以下この項において「特例政令」という。）第一条第 四項に規定する口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等（以下 この項において「口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等」と いう。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日 において口蹄疫特例措置対象日雇特例被保険者等の被扶養者で ある者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象日 雇特例被保険者等

二条第一項及び第二項（特例に掲ぐた口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十四年政令第二百四十四号）第二条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象船保険被保険者（同令第三条第三項に規定する口蹄疫特例措置対象船舶の所有者又は運送業者）に適用する。以下同じ。）

えられる場合を含む。以下同  
じ。) 学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる  
当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者

国民健康保険法施行令（昭和国  
民健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、  
三十三年政令第三百六十二号）健康基準日において平成二十一年四月以降において発生が確認され  
第二十九条の四の三第一項及保険の口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等につ  
び第三項（特例政令第七条第の世いての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十  
三年政令第二百四十四号）第七条第三項に規定する口蹄疫特例  
れる場合を含む。以下同じ。）等と措置対象国保被保険者（以下この項及び第三項において「口蹄

疫特例措置対象国保被保険者」という)である者と  
氏健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、  
康基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が属  
する世帯の国民健康保険の世帯主等及び

及王世貞

保健康保険法施行令第四十三条の二第五項に規定する者であつて、  
者基準日において口蹄疫特例措置対象国保被保険者である者が

3 特例政令第一条第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令

第三百一十八号) 第十六条の三第一項(特例政令第八条第四項の規定により読み替えられる場合を含む。以下同じ。)の規定を準用する場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「健康保険法施行令第四十三条の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時条例に関する政令(平成二十三年政令第二百四十四号)第八条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

**第二条** 船員保険の被保険者及びその被扶養者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けた  
(船員保険法施行規則の特例)

2 もの（その交付を受けた日の属する年の翌年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にあ  
る者に限る。）に係る船員保険法施行令第三条第二項第一号に規定する収入の額は、船員保険法  
施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十六条の規定により算定した額が、同条中「療養の  
給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの  
場合にあつては、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定  
により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。  
特例政令第二条第三項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合にお  
いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる  
字句に読み替えるものとする。

健康保険法		行令第四十四各号		行令第二項における者		同令第四十三者		条の三第一項		及び第二項	
次		次		次		次		次		次	
項		第一項及び第二項		第一項		第二項		第一項		第二項	
地方公務員等次の共済組合法施行各号に掲げる条の三の七第一項及び第二項	防衛省の職員次の給与等に關する法律施行に掲げる令第十五条の二第一項	国家公務員共次の賃組合法施行各号に掲げる第一項及び第二項	船員保険法施次の国民健康保険法施行令第十二条各号に掲げる者	行令第十二条各号に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者	第一項及び第二項に掲げる者
各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者	各号に掲げる者
（一）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員（以下この項において「口蹄疫特例措置対象地共済組合員」という。）である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（二）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（三）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（四）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（五）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（六）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（七）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（八）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（九）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（十）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（十一）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員	（十二）該口蹄疫特例措置対象地共済組合員及び該口蹄疫特例措置対象地共済組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象地共済組合員

3	特例政令第七条第五項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の三第一項の規定を準用する場合においては、同項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第七項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」といふ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」と読み替えるものとする。	私立学校教職員共済法施行各号における事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」といふ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」と読み替えるものとする。	国家公務員共者	公立学校教職員共済法施行各号における国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第六条第二項に規定する口蹄疫特例措置対象私学共済加入者（以下この項において「口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」といふ。）である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該口蹄疫特例措置対象私学共済加入者」と読み替えるものとする。
4	後期高齢者の医療の被保険者であつて、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その属する世帯の他の世帯員である被保険者（その属する世帯に他の被保険者がいない場合にあっては、その属する世帯の他の世帯員である七十歳以上七十五歳未満の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する加入者）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該他の被保険者又は当該加入者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の八月一日から翌々年の七月三十一日までの間にある者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第三項第一号に規定する収入の額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十三条の規定により算定した額が、同条中「療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年）」とあるのは、「平成二十一年」と読み替えた場合における同条の規定により算定される額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該額とする。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者及び第二項に掲げる者	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条各号における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条各号に掲載する規定の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条各号に掲載する規定の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
5	特例政令第八条第六項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第四項に規定する者及び第二項に掲載する規定の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条各号に掲載する規定の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条各号に掲載する規定の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

定により読み替えられた同項第三号及び第三号の二」と、同項第三号口中「から第三号まで」とあるのは「及び第二号並びに平成二十一年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健康保険法施行令等の臨時特例に関する政令第十一條の規定により読み替えられた同項第三号及び第三号の二」とする。

## (特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の特例)

**第七条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律**（平成十六年法律第六百六十六号）第九条及び第十条第二項に規定する所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者が、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求をする場合における特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第一条第三項第二号の規定の適用については、同号口中「から第三号まで」とあるのは、「及び第二号並びに平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての健保険法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百四十四号）第十二条の規定により読み替えられた同項第三号及び第四号」とする。

(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例)

**第八条** ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成二十一年厚生労働省令第七十五号)第四条第二項及び第五条第一項に規定する所得(その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税につき、口蹄疫道府県民税等特例法第一条第一項に規定する免除を受けた者に係るものに限る。)の額を計算する場合における同令第五条第三項の規定の適用については、同項中「五 当該年度分道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額」とあるのは、「五 当該年度分道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額/六 当該年度分道府県民税につき、平成二十二年四月一日以後において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)第一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額/」とする。

附則

**第一条** この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

## (健康保険法施行規則の特例に関する経過措置)

**第二条** 第一条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合

る。における健康保険法施行令第三十四条第一項第一号に規定する収入の額の算定について適用す

(船員保険法施行規則の特例に関する経過措置

**第三条** 第二条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合

における船員保険法施行令第三条第一項第一号に規定する収入の額の算定について適用する。

(国民健康保険法施行規則の特例に関する経過措置)

**第四条** 第二条第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十三年八月以後の場合

における国民健康保険法施行令第二十七条の一第三項第一号に規定する収入の額の算定について

適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の特例に関する経過措置) 第四条第二項の規定は、養老の合併を受けた日の属する月並立

に付ける。乳歯の因縁の確保に関する法律が行今第十七条第二項第一号に規定する取扱の算入について、乳歯の因縁の確保に関する法律の施行後は、前項の規定による。

レーベン

(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の特例に関する経過措置)  
**第六条** 第八条の規定は、平成二十二年以後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則  
第四条第二項及び第五条第一項に規定する所得の額の算定について適用する。